

平成28年11月

管内の雇用状況(平成28年9月内容)

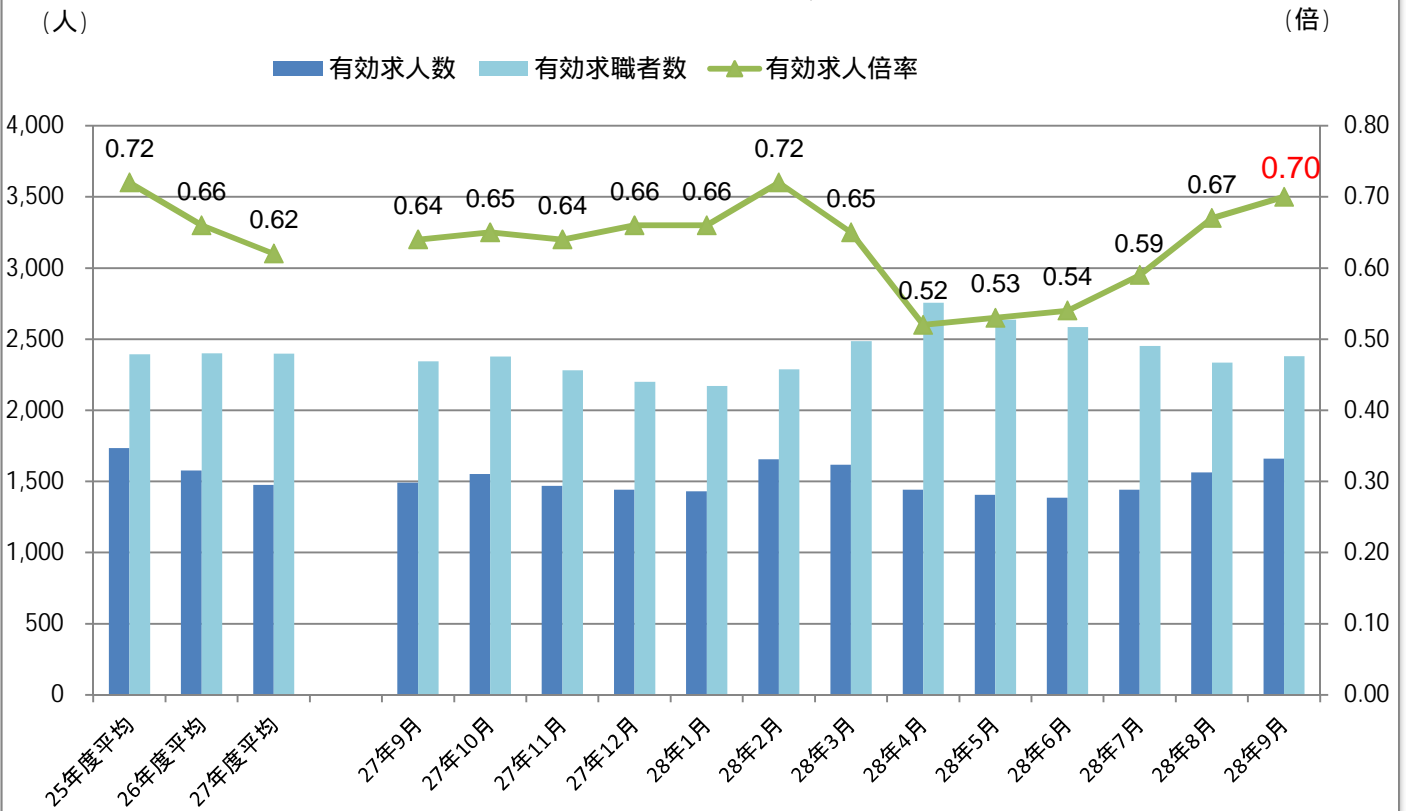
有効求人倍率0.70倍

ハローワーク大河原
〒989-1201
柴田郡大河原町大谷字町向126-4
オーガ1F
電話 0224-53-1042
FAX 0224-52-3989

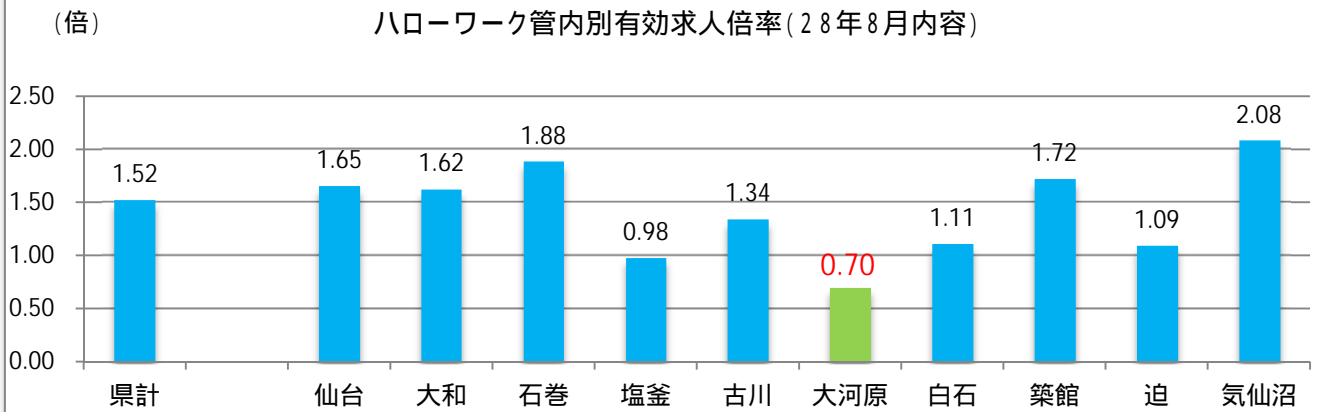
ハローワーク大河原管内は、有効求人倍率が県内ハローワークの中で最も低く、求人の少ない地域となっております。事業所の皆様には様々な機会に求人の申込みをお願いしているところではありますが、当ハローワークには安定した職業に就きたいという求職者が登録されており、特に、多くの方が正社員求人を希望されています。従業員の採用を検討されている事業所様にとっては、良い人材を確保する大きなチャンスとなっております。是非この機会に当ハローワークをご利用ください。

<メモ> 有効求人倍率は、仕事を探す人一人に対して何人分の求人があるかを示しています。1倍を超えると求人の方が多く、下回ると仕事を探す人の方が多いということになります。

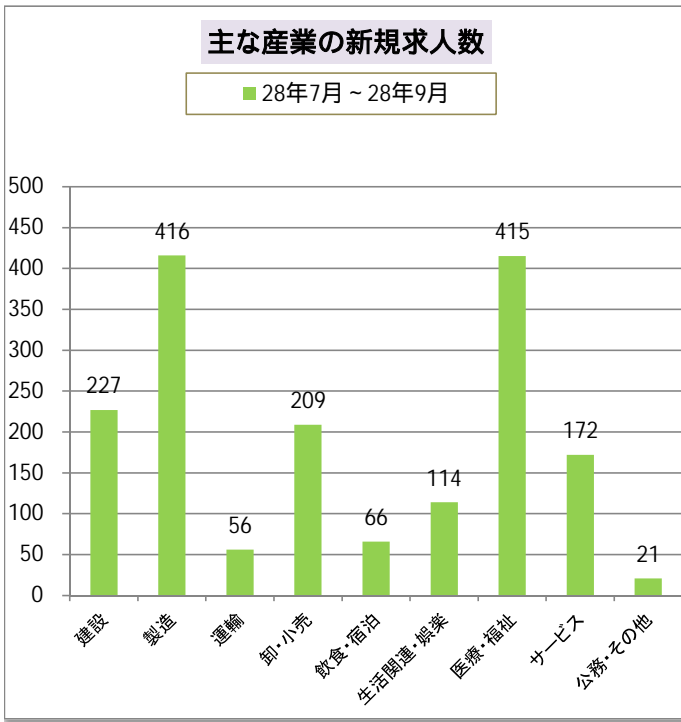
ハローワーク大河原管内の求人数、求職者数の推移



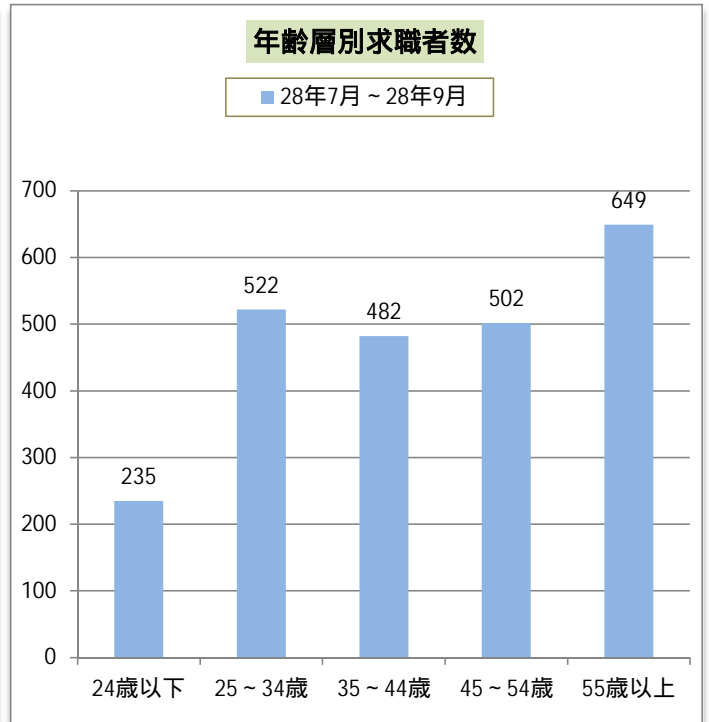
ハローワーク管内別有効求人倍率(28年8月内容)



有効求人倍率は原数値であり、季節調整値ではありません。



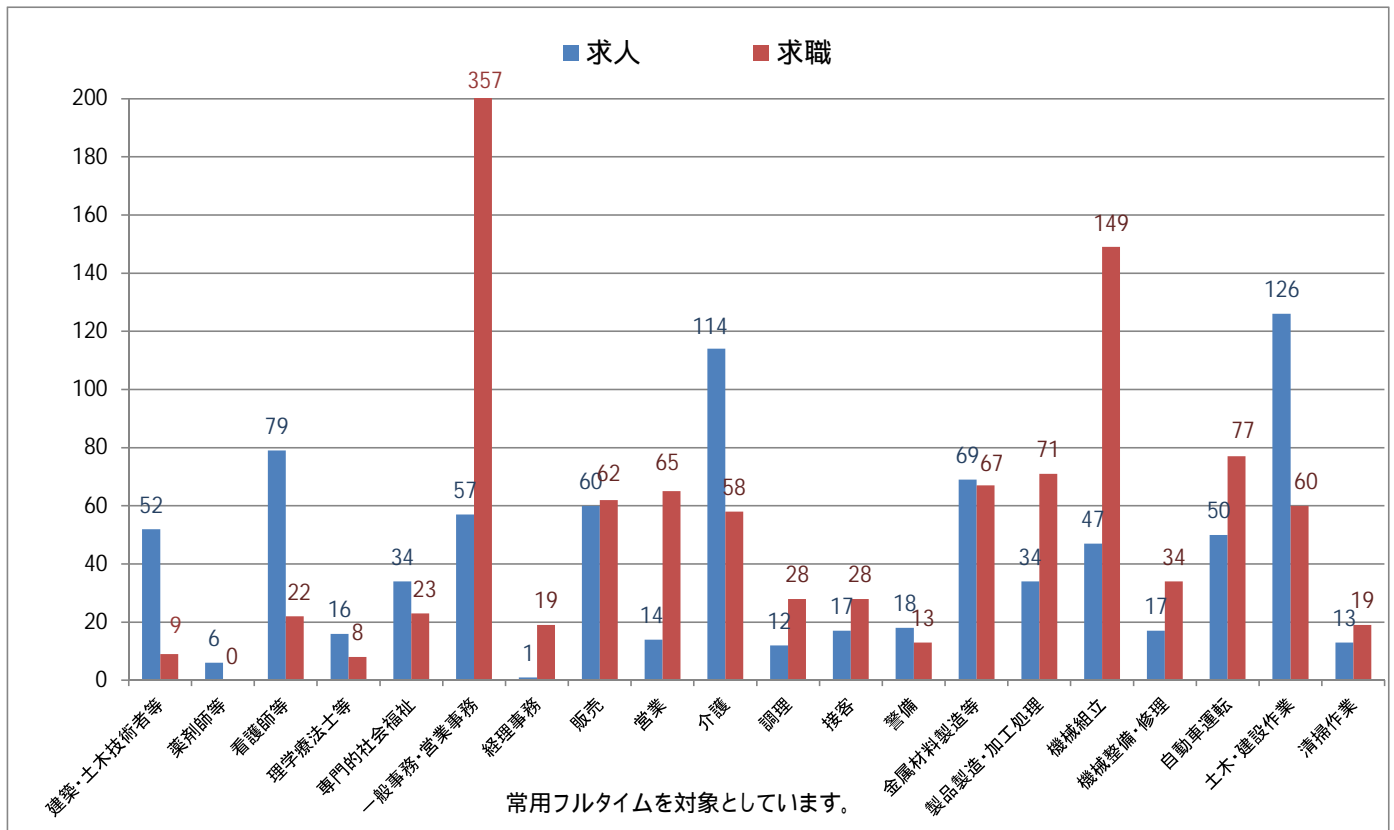
3か月間に申し込まれた新規求人数の合計です。



3か月間の月間有効求職者数の月平均数です。

主な職種の求人・求職バランス表

【28年9月内容】



職業別新規求人賃金情報

【28年7月～9月内容】

(単位:万円)

	求人件数計	10～12.5未	12.5～15未	15～17.5未	17.5～20未	20～22.5未	22.5～25未	25～27.5未	27.5～
建築・土木技術者等	28	0	0	5	11	14	13	16	18
薬剤師等	5	0	0	0	0	1	1	3	5
看護師等	59	0	1	13	32	49	52	38	19
専門的・社会福祉の職業	27	0	8	11	12	15	12	5	1
一般事務員・営業事務員	64	3	43	40	25	17	5	5	5
経理事務員	3	0	0	1	2	2	1	1	1
販売員	36	2	8	20	15	17	4	12	11
営業員	12	0	0	4	5	9	6	7	5
介護の職業	70	3	32	54	40	18	1	0	0
調理の職業	9	0	3	6	6	6	3	3	0
接客の職業	11	0	6	5	4	3	0	0	0
警備員	4	0	4	1	0	0	0	0	0
金属材料製造の職業	48	0	11	29	30	27	21	18	12
製品製造・加工の職業	24	3	13	16	13	7	2	1	0
機械組立の職業	9	4	7	3	3	2	2	1	0
機械整備・修理の職業	14	0	1	6	12	11	8	7	4
自動車運転の職業	32	1	6	6	4	8	12	17	14
土木・建設の職業	61	0	7	21	33	44	42	37	22
電気工事の職業	12	0	0	7	9	8	5	5	2
清掃の職業	7	0	4	4	4	2	0	0	0

この賃金情報は、ハローワークで受理したフルタイム求人賃金月額(時間給、日給の場合は月額換算)別に区分したものです。賃金額に幅(上限額と下限額)があり複数の区分にまたがる場合は、すべての区分に「1」が入ります。そのため、各区分欄の合計(横計)は求人件数計とは一致しません。この資料は四半期ごとに作成しています。

中途採用者採用時賃金情報

【28年7月～9月内容】

(月額、単位:千円)

	全年齢	～24歳	25～34歳	35～44歳	45～54歳	55～64歳
職業計	213	171	195	213	239	232
専門・技術	221	186	197	248	238	240
事務	212	*	208	201	239	210
販売	207	159	184	*	*	235
サービス	167	127	170	158	180	*
警備	*	*	*	*	*	*
農林漁業	276	*	*	*	*	346
運輸	220	*	207	202	228	234
生産工程・労務	206	174	202	216	223	198

この賃金情報は、雇用保険の被保険者資格を取得した方(新卒者を除く。)の採用時の平均賃金です。

「*」は対象者が3人未満のため掲載していません。

この資料は四半期ごとに作成しています。

ハローワークからのお知らせ

11月1日から11月30日は、「労働保険適用促進強化期間」です。

何があっても、
社員の人生を預かっていると
思える社長ですか。



入ることで、社員を支え、会社を守る。

**労働
保険**

専任保険 兼用保険

事故や災害にあった時、あなたは社員を守れますか。
労働保険に入っていないと、
社員はもちろん、会社にも大きな負担がかかります。
正社員、派遣、アルバイト、パートといった雇用形態に関わらず、
一人でも雇ったら必ず入ってください。
社員を支え、会社を守る事がトップの責任ですから。

雇用形態ごとの労働保険の適用と関係のある、労働保険の加入届、適用届の提出です。
会社員が労働者として働いている場合でも、役員に就任する会社員は、事業主から選んで適用届を提出するほか、
定款に規定がない場合は、役員に就任した時点で適用届を提出する必要があります。

詳しくは、関係する労働局、労働局労働保険課及びハローワークへお問い合わせ。

厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp> **労働保険** **適用**

労働局労働保険課、労働局労働保険課、労働局労働保険課、労働局労働保険課、労働局労働保険課、労働局労働保険課、労働局労働保険課、労働局労働保険課



掲載についてのお知らせ

1か月ごとに管内の雇用状況をお知らせします。月はじめに宮城労働局ホームページの「ハローワークからのお知らせ」に掲載しますのでご活用ください。